

告 示

埼玉県告示第四百六十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第四項の規定により公告する。

平成三十一年四月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 組合の名称

三芳町富士塚土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成二十五年二月五日から平成三十二年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保字富士塚及び同字東の各一部

四 事務所の所在地

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保五千二百七十一番地

五 設立認可の年月日

平成二十五年二月五日

六 変更の内容

保留地に「理事は、公共または公益の用にするため、総会の同意を得て保留地の一部を三芳町に寄附することができる。」を追加する。

七 変更認可の年月日

平成三十一年四月二十六日